

# 公的研究費の適正な執行・管理 について

1

国立大学法人宮崎大学 コンプライアンス教育資料

平成29年10月

# 目次

□公的研究費の管理・監査のガイドライン及びコンプライアンス教育	3頁
□機関内の責任体制の明確化	4頁
□関係者の意識向上及び研究者の意図しない不正使用の防止	5頁
□研究費の適正な運営・活動	6頁
□不正防止計画の策定	7頁
宮崎大学公的研究費不正防止計画	8頁
□不正使用とは	9頁
□不正の手口例 不正発覚の過去の事例	10頁
□不正に関する告発等を受けた場合の対応と影響	11頁
□大学及び配分機関による不正に対する措置（処分）	12頁

## 公的研究費の管理・監査のガイドライン及びコンプライアンス教育

### ○ 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン

研究機関において、公的研究費の不正使用が後を絶たないことから、文部科学省は、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(以下、「ガイドライン」という。)を、平成26年2月18日に改正(平成16年2月策定)しました。  
国立大学を含む各研究機関は、ガイドラインに基づき、公的研究費を適正に管理、監査するために、各種取組を行なわなければなりません。

ガイドラインは、機関に対して不正を防止するための取組として行動規範の策定、コンプライアンス教育の実施、構成員からの誓約書等の徴取を求めています。

#### 行動規範

- 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を策定します。
- 行動規範とは組織理念を具体化したもので、倫理的な意思決定フローであり、不正リスク管理の基盤となります。

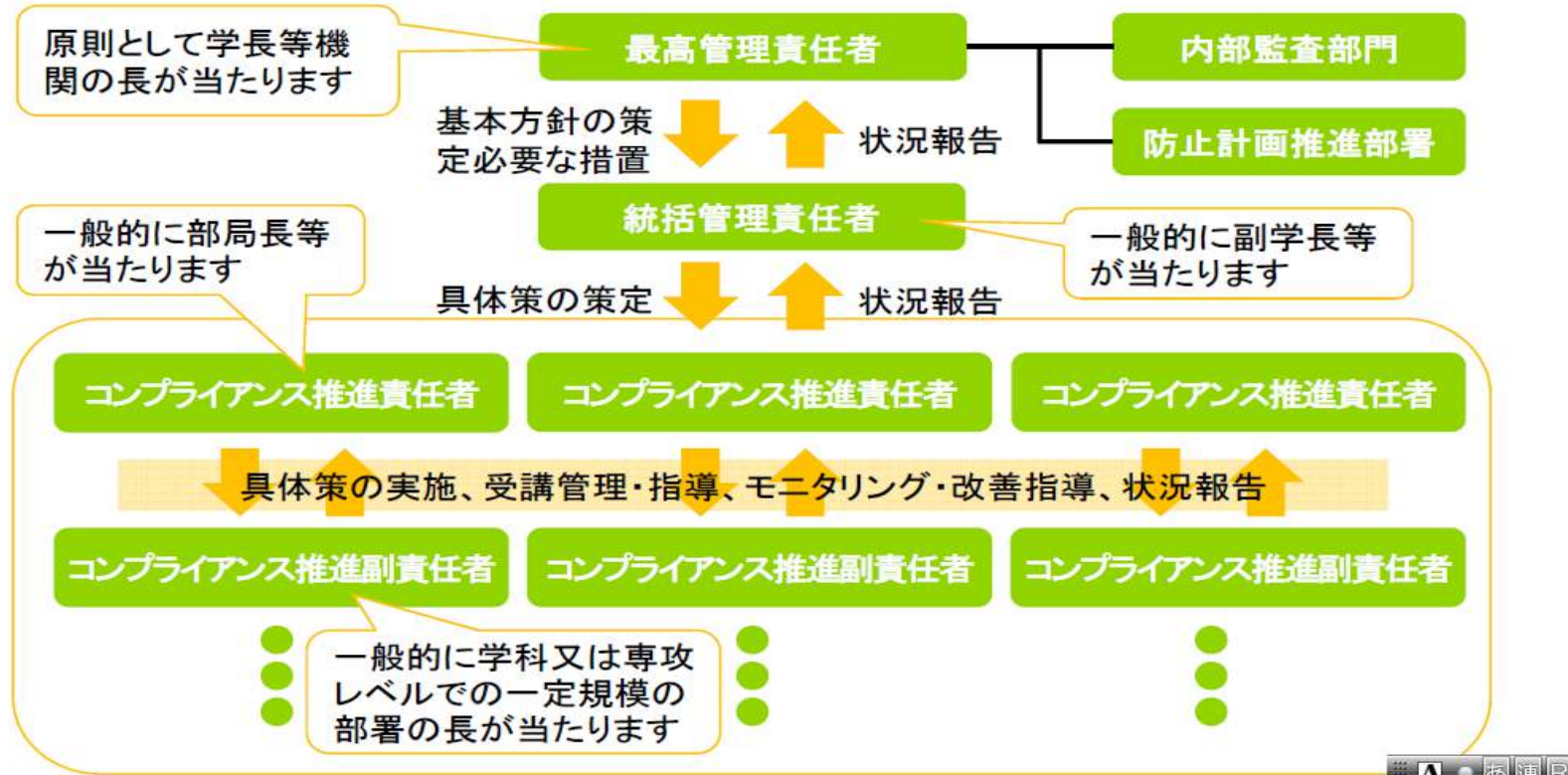
#### コンプライアンス教育

- 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に、どのような行為が不正に当たるのかを理解させるためのコンプライアンス教育の実施が求められます。
- その内容は、具体的な事例、機関への影響、運用ルール・手続・告発等の制度などの遵守すべき事項、不正が発覚した場合の機関の懲戒処分・自らの弁償責任、配分機関における申請等資格の制限、研究費の返還等の措置、機関における不正対策等が挙げられます。

## 機関内の責任体制の明確化

ガイドラインは、機関に対して、競争的資金等の運営・管理を適正に行うために権限責任の体系を明確化することを求めています。

(例) 一般的な管理体制



本学の体制については、下記URLを参照ください。

「宮崎大学における公的研究費の管理・監査体制」

<http://www.miyazaki-u.ac.jp/education/files/20170602public6.pdf>

# 関係者の意識向上及び研究者の意図しない不正使用の防止

## 研究者に求められる事項

- 機関が作成したハンドブックやマニュアル等の内容を理解し遵守すること
- 機関が作成したハンドブックやマニュアルに分かりづらい点、不明な点があれば機関の相談窓口等に確認すること
- 研究現場の実態や制度上の規程にそぐわない機関内ルールがあればコンプライアンス推進責任者に問題提起するなどして、実効的なルールの策定のための協力とフィードバックを行うこと

また、ガイドラインは、研究者が日常的な研究活動において自らの行為がルール等に抵触するか否かを事前に相談するための、相談窓口を設置することを求めています。

## ○ガイドラインが求める情報伝達確保体制構築○

研究者に予め設置された相談窓口事前に相談させることによって、研究者が意図せずに不正使用を行うことを未然に防ぐことができます。

研究者が相談窓口を積極的に利用することで事例が相談窓口担当部署に蓄積されます。この蓄積された事例は所属機関の基本方針や内部規程、コンプライアンス教育の内容にもフィードバックされます。



相談窓口は、研究者が日常的な研究活動において自らの行為がルール等に抵触するか否かを事前に相談するためにあります。ルール等に関する疑問・質問等がございましたら是非、相談窓口をご活用ください。相談窓口の連絡先につきましては、下記URLを参照ください。

「相談窓口・不正通報窓口」

<http://www.miyazaki-u.ac.jp/education/files/20170602public3.pdf>



## 研究費の適正な運営・管理活動

ガイドラインは、機関に対して業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながりうる問題が捉えられるよう、第三者による実効性のあるチェックが効くシステムを構築して管理することを求めています。

### (例) 一般的な物品の発注検収体制



- 一定金額以下のものとするなど明確なルールを定めた上で運用する。
- 当事者以外の検収が困難で、検収業務を省略する例外的な取扱いとする場合は、件数、リスク等を考慮し、抽出方法・割合等を適正に定め、定期的に抽出による事後確認を実施することが必要である。

- 研究者と取引が集中する業者とが共謀して不正を実行するリスクが高まります。
- 発注機能と検収機能をそれぞれ別の部署に担当させることで相互に牽制し、不正のリスクを低減することができます。
- 発注・検収業務や非常勤雇用者の勤務状況管理確認等の雇用管理業務については、原則として、事務部門が実施する。
- 研究の円滑かつ効率的な遂行等の観点から、研究者による発注を認める場合は、一定金額以下のものとするなど明確なルールを定めた上で運用する。

## 不正防止計画の策定

ガイドラインは不正を発生させる要因を体系的に整理・評価し、不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定することを求めています。

単に漠然と策定するだけでは有効な不正防止計画は策定できない。

- 不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、機関全体の状況を体系的に整理し評価する。
- 不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定する。

不正を発生させる要因とは？

### 一般的に不正を発生させる要因として注意が必要なリスクの例示

- 発注権限のない研究者が発注、例外処理が常態化しているなどルールと実態の乖離。
- 決裁手続が複雑で責任の所在が不明確。
- 予算執行の特定の時期への偏り。
- 業者に対する未払い問題の発生。  
など

不正を発生させる要因を把握するためには、研究者の協力が不可欠です。管理者に協力し情報提供するとともに、実際に不正が発生する危険性はどこにでもあることを常に認識し、自発的な改善に努めることが求められています。

(抜粋)

## 1. 不正防止に向けた重点項目の実施

不正防止については、規程及びそれに基づく各種の施策において計られているところであるが、更に本計画において、不正が生じやすい「物品調達」、「旅費の支給」及び「謝金の支給」について、以下のとおり重点的に実施する。

### (1) 物品検収の確実な実施

- ① 本学に納入されるすべての物品検収は、原則として検収センター職員が行う。
- ② 検収は、別に定めるマニュアルにより確実に実施するとともに、その方法等を学内関係者及び納入業者に対して周知徹底する。

### (2) 旅費の事実確認

- ① 出張者は、復命書を作成するに当たり、用務が研究打合せ等である場合は復命書に打合せの相手方の所属・氏名を記述する。
- ② 財務部照査・検収室は、①に基づき、無作為抽出による事実確認を不定期に実施する。

### (3) 謝金の事実確認

- ① 従事者（学生等）は、業務終了後、次の手続きを行うものとする。
  - ア) 出勤表（兼実施報告書）を部局担当係に持参する。
  - イ) 業務実施に伴い成果物が発生する場合は、出勤表に成果物の一部を添付する。
- ② 部局担当係は、業務内容等について、必要に応じ、従事者本人から直接事実を確認する。
- ③ 財務部照査・検収室は、無作為抽出による勤務状況の事実確認を不定期に実施する。

### (4) 研究者等及び取引業者のルール遵守誓約書の提出

- ① 「国立大学法人宮崎大学における公的研究費の適正管理に関する規程」（以下、「規程」という）第6条第2項の規定により、研究者等及び取引業者から関係ルールを遵守する旨の誓約書の提出を求める。

### (5) 不正防止意識の啓発

説明会、研修会及び各種会議などにおいて不正防止に関する説明を行い意識の啓発を図る。



## 不正使用について

### ■「不正使用」とは

ガイドラインのいう不正使用とは、**故意、過失及び動機を問わず公的研究費の執行に関するルールに従っていない使用**をいいます。なお、不正使用が確定した場合の処分の内容は、故意、過失等の内容によって異なります。

#### ◆故意、過失別の不正使用の例

故意の不正使用の例 → **預け金、カラ出張**など

過失の不正使用の例 → 規程等による使用禁止を知らずに誤使用

### ■不正使用認定後の処分について

公的研究費の不正使用が認定されると、不正使用を行った「個人」に対する処分だけではなく「本学」が国等の資金交付機関から処分を受けることがあります。

#### 【個人に対する処分】

##### ◆学内の処分

不正使用の内容（重さ）によっては、宮崎大学職員就業規則等の規程に基づく職員懲戒規程により、**懲戒処分（解雇、降格、停職、減給等）、訓告又は厳重注意**を受けます。

##### ◆資金交付機関の処分

競争的資金には、それぞれ制度毎に応募資格停止、加算金を含めた資金の返還等のペナルティが設けられています。

##### ◆法律上の処分

本学又は資金交付機関からの**民事及び刑事告訴を受ける**ことがあります。

### ■個人宛寄附金の管理について

**個人宛の寄附金であっても、個人で経理することは不正使用にあたります。**

寄附金の個人経理については、多くの公的機関で、会計実地検査等において指摘が上がっており、大学法人等の社会的信用を損ないかねない重大な事態となっております。

職員個人に寄附された寄附金のうち「当該職員の職務上の教育・研究を助成しようとするもの」、「当該寄附金をもって本法人の施設又は設備等を使用した教育・研究を実施するための経費に充てようとするもの」は、**大学で管理することになりますので、必ず所属部局の寄附担当係に届け出てください。**

なお、**個人が確定申告を行う上で、大学へ寄附することで寄附金控除の対象となります。**

## 不正の手口例（以下は代表的なものであり、容易に発覚します）

- 物品購入関係
  - ▶ 架空発注して業者へ支払った分を業者にプールしてもらう
  - ▶ 業者返品分を、返金させず業者にプールしてもらう（今期の使用にみせかける）
  - ▶ 市価との差額を業者にプールしてもらう
- 人件費・謝金関係
  - ▶ 実態のない出勤
  - ▶ 作業期間の水増し
- 旅費交通費関係
  - ▶ カラ出張
  - ▶ 申請費用と異なる請求（正規料金とディスカウントなど）

具体的な事例につきましては、下記URLを参照ください。

<http://www.miyazaki-u.ac.jp/education/files/20171025jirei.pdf>

## 不正発覚の過去の事例

- 内部通報制度
  - ▶ 内外関係者からの通報
- 内部監査等のモニタリング
  - ▶ 内部監査や会計監査人、会計検査院、税務当局等外部機関からの要請に基づき実施した、取引業者の保有する原伝票と大学保有する支出関係書類の照合
- アンケート調査
  - ▶ 附属研究者や取引業者へのアンケート調査による発覚
- 業者側からの申し出
  - ▶ 取引業者側の内部統制が適切に整備・運用されている場合には、業者からの申し出がある（自己申告による処分軽減措置があるため、業者が保身に走るケースも）

## 不正に関する告発等を受け付けた場合の対応と影響

不正は組織全体の信用の失墜へ繋がり、あらゆる面で重大な影響を与えます。

### 不正発覚時の調査委員会の設置から報告まで

- 30日以内に調査要否を判断し、配分機関に報告する
- 調査が必要と判断された場合の調査委員会の設置と調査の実施
- 必要に応じて研究費一時停止措置
- 210日以内の最終報告書の提出

合理的な理由無く遅延した場合...

- 当該競争的資金にかかる間接経費措置額の削減
- 当該研究者が関わる競争的資金について、採択又は交付決定の保留、交付停止、機関に対する執行停止の指示等の措置

### 不正発覚時の信用失墜について

- 国民の貴重な税金を原資とする研究費の不正使用は、国民の期待を裏切る行為であり、不正が発覚すれば容赦なく社会の非難をうけることとなります。
- 近年の高度にスピード化された情報化社会においては、如何に個人の些細な気持ちで実行された不正といえども組織全体の信用失墜へ容易に繋がります。
- 不正による組織全体の信用失墜を回復することは容易ではなく、組織と所属する個人に重大な影響を与えます。



## 大学及び配分機関による不正に対する措置（処分）

研究者に対する措置としては、機関内での人事処分、刑事告訴・民事訴訟、個人の氏名を含んだ調査結果の公表、配分機関からの研究費の一部または全部の返還、申請及び参加資格の制限があります。




### 機関による措置

- 機関内部の人事処分として、就業規則等に基づく、懲戒解雇・停職・減給等の懲戒処分、又は訓告・厳重注意等の指導監督措置。
- 法律上の措置として、民事または刑事告訴（所属機関の諸規程によります）。
- 合理的な理由の無い限り研究者個人の氏名を含んだ調査結果の公表。

### 配分機関による措置

- 事案に応じて、機関・研究者に対し交付決定の取り消し及び研究費の一部又は全部の返還。
- 不正を行った研究者及びそれに共謀した研究者等に対し、事案に応じて、競争的資金への申請及び参加資格の制限。

### 「競争的資金の適正な執行に関する指針」平成24年10月改正のポイント

- 私的流用を行った者に対する申請及び参加資格制限の厳罰化  
改正前 5年  改正後 10年
- 私的流用以外の不正使用を行った者に対する申請及び参加資格制限の厳罰化・適正化  
改正前 2～4年  改正後 1～5年  
(不正使用の用途により一律的に判断) (不正使用の行為内容に応じて判断)
- 善管注意義務違反に対する申請及び参加資格制限の新設  
改正前 (なし)  改正後 最大2年